

「旭川食のアンバサダー」設置要綱

（設置の目的）

第1条 本市は、本市の農畜産物や食文化に関するPR活動を強化することで、本市農畜産物の消費拡大を図るため、「旭川食のアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）」を設置する。

（活動内容）

第2条 アンバサダーの活動内容については、次の各号に掲げるものとする。

- （1）本市の農畜産物や食文化に関するPR及び情報発信を行うこと。
- （2）本市の食に関する事業・イベントに参加，協力すること。

（委嘱等）

第3条 アンバサダーは次の各号に掲げる要件を全て満たし、本制度の目的に賛同し、協力を得られ、食に関する分野で活動する者に対し、アンバサダーへの就任を依頼し、承諾を得られた後、委嘱する。

- （1）本市の出身者及びゆかりのある者
 - （2）食分野において全国的又は国際的に活躍し、多くの人から親しまれている者
- 2 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- （1）アンバサダーから辞退の申出があったとき
- （2）アンバサダーとしての適格性に欠けたとき
- （3）その他、市長が認める特別な理由があったとき

（任期）

第4条 アンバサダーの任期は委嘱した日から起算し、3年目の年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（報酬及び支援）

第5条 アンバサダーに対して報酬は支給しない。ただし、本市の依頼により実施する第2条に定める活動に対して、事業に係る経費を各事業の予算から支出することができる。

2 市長はアンバサダーの活動に資するため、次の各号に掲げるものを提供することができる。

- （1）名刺
- （2）本市広報誌及びパンフレット

(3) その他、アンバサダーの活動に関し必要と認められるもの

(個人情報の守秘義務)

第6条 委嘱に際し、本市で知り得たアンバサダーの個人情報のうち、次の各号に掲げる事項は、原則公開とするが、それ以外の個人情報については、非公開とする。ただし、特に本人の希望がある場合は、各号に掲げる情報についても、非公開とすることができる。

(1) アンバサダーの氏名

(2) アンバサダーの職業(団体の役職も含む)

(3) アンバサダーと本市との関係

2 アンバサダーから提供された写真については、本市の食についてPR・情報発信をする際に使用することができる。

3 第1項に掲げるもの以外の個人情報の公開を要する場合は、本人にその可否を確認した上で、公開するものとする。

(庶務)

第7条 アンバサダーに関する庶務は、農政部農業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は令和5年3月17日より施行する。